

東日本旅客鉄道株式会社の
民間都市再生事業計画（川崎駅西口開発計画）を認定
～ 歩行者ネットワークの形成により、川崎駅周辺の回遊性が向上 ～

国土交通省は平成30年8月7日、都市再生特別措置法の規定に基づき、同年6月11日付けで東日本旅客鉄道株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（川崎駅西口開発計画）について認定しました。

本事業では、川崎市の中心的な広域拠点としての商業・業務エリアの形成を目指し、複合的土地利用による都市機能強化を図ります。

また、広場や歩行者用通路などを整備し、川崎駅周辺に安全・快適な歩行者ネットワークを形成することで、回遊性の向上を図ります。

なお、概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・事業者 東日本旅客鉄道株式会社
- ・事業の名称 川崎駅西口開発計画
- ・事業施行期間 平成30年6月14日～平成33年4月15日（予定）
- ・事業区域 神奈川県川崎市幸区大宮町1-2 他

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、租税特別措置法・地方税法に基づく税制上の支援措置等が設けられています。



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：おしんべ 忍海邊、松下、横部
電話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)
FAX：03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

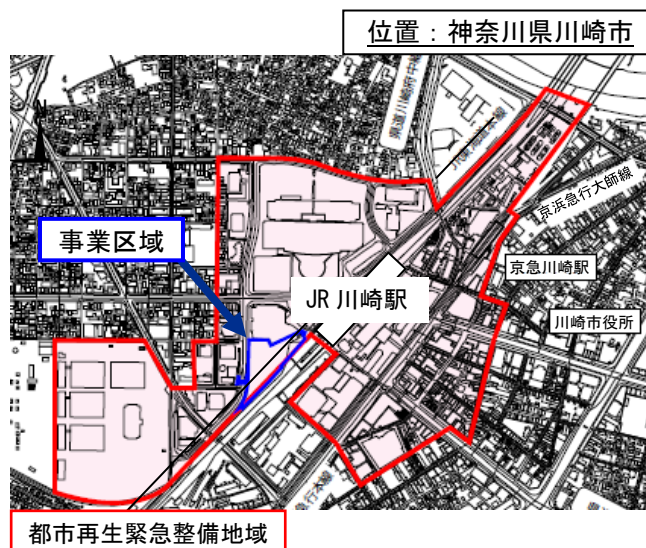
1. 認定した年月日 平成 30 年 8 月 7 日
2. 申請事業者の名称 東日本旅客鉄道株式会社
3. 都市再生事業の名称 川崎駅西口開発計画

4. 都市再生事業の目的

本事業は「川崎駅西口大宮町地区 地区計画」（平成 11 年 12 月 都市計画決定）に基づき、川崎市の中心的な広域拠点としての商業・業務エリアの形成を目指し、複合的土地利用による都市機能強化を図る。

また、広場や歩行者用通路などを整備し、川崎駅周辺に安全・快適な歩行者ネットワークを形成することで、回遊性の向上を図る。

5. 事業施行期間 平成 30 年 6 月 14 日～
平成 33 年 4 月 15 日



6. 事業区域

(1) 位置 神奈川県川崎市幸区大宮町 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-18, 2-4, 2-19, 1175-3

(2) 面積 13,690.60 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積 (実測)	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上 29 階 地下 2 階 塔屋 1 階	11,049.43 m ²	136,468.85 m ² (117,586.34 m ²)	12,427.66 m ² (12,429.60 m ²)	946.02%	88.90%

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築番号 1]

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造
- ・設備 空調設備、給排水設備、給湯設備、中水設備、電気設備、発電機設備、特高受変電設備
- ・用途 事務所・宿泊施設・飲食店舗・集会場・保育所・スポーツの練習場・駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

広場（事業者管理）：5,033 m² 広場（川崎市）：190 m² 緑地（川崎市）：1,024 m²

8. 事業経緯

平成 30 年 6 月 14 日 本体建設工事着手
 平成 33 年 4 月 15 日 全体完成（予定）

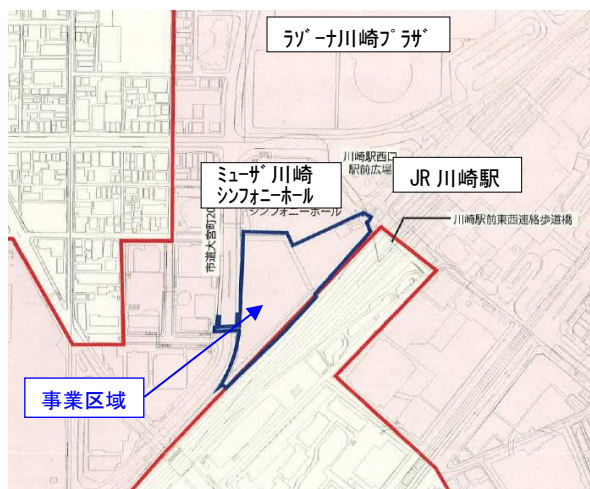
■ 事業スケジュール

平成 29 年度				平成 30 年				平成 31 年度				平成 32 年度				平成 33 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
実施設計、建築確認等																			
本体建設工事着手								全体完成											

■ 外観イメージ



■ 周辺状況



■ 概要図

